

主 文

監督署長が平成〇年〇月〇日付けで再審査請求人に対してもした労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）による休業補償給付の支給に関する処分は、これを取り消す。

理 由

第1 再審査請求の趣旨及び経過

1 趣 旨

再審査請求人（以下「請求人」という。）の再審査請求の趣旨は、主文同旨の裁決を求めるというにある。

2 経 過

請求人は、「A」の商号で看板業を営み、同業者同士忙しいときはお互いに手助けを行う形で仕事をしていた。

請求人は、平成18年頃から仕事上の付き合いがあった会社から依頼を受け、「B」の作業を手伝っていたが、平成〇年〇月〇日午後9時30分頃、脚立に乗って作業を行っていたところ、近くで作業をしていた有限会社Cの作業員が使用するコンクリートカッターが脚立に引っ掛かり、その衝撃で脚立から転落し負傷した。請求人は救急車でD病院に搬送されて「右手舟状骨骨折、眼窩底骨折等」と診断され、その後、E病院附属F病院に転医し療養を続けた。

請求人は、上記傷病は業務上の事由によるものであるとして、監督署長に対して、平成〇年〇月〇日から同月〇日まで及び同月〇日から平成〇年〇月〇日までの休業補償給付をそれぞれ請求したところ、監督署長は、請求人の傷病は業務上の事由によるものであると認め、給付基礎日額を11,655円としてこれらを支給する旨の処分をした。

請求人は、これらの処分の給付基礎日額を不服として、審査官に審査請求をしたが、審査請求をした日から3か月を経過しても審査請求についての決定がない

ことから、労働者災害補償保険法第38条第2項の規定に基づき、審査官の決定を経ないで、それぞれ本件再審査請求（平成26年労第2号及び同第3号）に及んだものである。

当審査会は、上記2件の各再審査請求について、併合して審理を行う必要があると認め、労働保険審査官及び労働保険審査会法（昭和31年法律第126号）第50条において準用する同法第14条の2の規定によりこれらを併合した。

第2 再審査請求の理由

（略）

第3 原処分庁の意見

（略）

第4 争 点

本件の争点は、休業補償給付の支給に関する処分における給付基礎日額が監督署長において算出した11,655円を超えるか否かにある。

第5 審査資料

（略）

第6 事実の認定及び判断

1 当審査会の事実の認定

（略）

2 当審査会の判断

（1）請求人らは、請求人の給付基礎日額の算定に当たっては、請求人が実際に作業を行った時間外労働及び深夜労働を含めて算定し直すべき旨主張するが、請求人が、給付基礎日額の算定期間となる3か月間の就労日において、いずれの日にどの程度の時間外労働や深夜労働を行ったかについての具体的な主張は行っていない。

（2）この点、請求人が就労した12日間について作業表を精査すると、請求人を含め、臨時的に雇用された労働者の労働時間については下線を引くなどの方法により明記されており、当審査会としては、同記述の信憑性は高いものと判断する。

そこで、同記述内容に沿って、請求人の各日の労働時間及び本来支払われるべき賃金を検討すると、以下のとおりである。

ア 日額21,000円を支払われている請求人の労働時間の多くは、午前8時

から午後5時までとされており、昼休憩を取っている事実も認められることから、休憩時間1時間を除く8時間労働に対して同額が支払われていると判断することが相当であり、したがって、請求人の1時間あたりの賃金額（以下「時間給」という。）は2,625円であったと判断できるものである。

イ 請求人の時間給が上記のとおりであるとすると、深夜労働に対する時間給の単価は、 $2,625\text{円} \times 1.25$ の計算により、3,281円となる。なお、作業表による限り、請求人は、深夜の時間帯を含め、8時間を超えて労働に従事した日は認められないことから、時間外労働時間を加味する必要はないものと料し、また、深夜時間帯を含めて6時間を超えて労働に従事している日について、休憩時間取得したという申述等は認められないことから、同時間帯の労働については休憩時間はなかったものと判断する。

ウ 以上の考え方から、請求人が深夜労働に従事した日について、本来支払われるべき賃金額と実際に支払われた賃金額を比較対照すると、以下のとおりである。

	労働に従事した時間	労働時間数 (うち深夜労働時間数)	支払われるべき賃金	実際に支払われた賃金
○月○日	午後10時30分～午前2時30分	4時間（4時間）	13,124円 (3,281円×4時間)	12,600円
○月○日	午後9時30分～午前2時	4時間30分 (4時間)	14,437円 (3,281円×4時間+1,313円)	10,500円
○月○日	午後9時～午前3時30分	6時間30分 (5時間30分)	20,671円 (3,281円×5.5時間+2,625円)	21,000円
○月○日	午後9時～午前3時30分	6時間30分 (5時間30)	20,671円 (3,281円)	21,000円

		分)	× 5. 5 時間 + 2, 6 2 5 円)	
○月○日	午後 9 時～午 前 3 時 30 分	6 時間 30 分 (5 時間 30 分)	20, 671 円 (3, 281 円 × 5. 5 時間 + 2, 6 2 5 円)	21, 000 円

エ 以上とのおり、平成〇年〇月〇日と同年〇月〇日の労働日については、実際に支払われた賃金額が、本来支払われるべき賃金額を下回っている事実が確認できる。

(3) ところで、労災保険給付の額の算定の基礎となる給付基礎日額は、労働基準法（昭和 22 年法律第 49 号）第 12 条の平均賃金に相当する額とすることとされ、同法第 12 条第 1 項において、平均賃金は、原則として、これを算定すべき事由の発生した日以前 3 か月間に支払われた賃金の総額をその期間の総日数で除して算定することとされている。この場合の「支払われた賃金の総額」とは、現実に既に支払われている賃金に限らず、実際に支払われていないものであって、算定事由発生日において、既に債権として確定している賃金をも含むと解すべきであるとされていることからすると、給付基礎日額の算定に当たっては、会社が支払いを証明した資料のみに基づき算定するのではなく、実際に支払われていないものであっても、賃金債権として確定しているものがあれば、これらを含めた賃金額を基に給付基礎日額を算定すべきである。

(4) 本件においては、上記（2）でみたように、賃金額に不足額が認められ、この不足額については未払いであるものの、既に賃金債権として確定しているものとみるべきであるから、この金額を含めて給付基礎日額を算定すべきである。

(5) 以上からすると、算定されるべき給付基礎日額は、監督署長が算定した 11, 655 円を超えることは明らかである。

3 以上のとおりであるので、監督署長が請求人に対してした請求人の給付基礎日額を 11, 655 円として算出した額による休業補償給付を支給とした処分は失当であり、取消しを免れないものである。

よって主文のとおり裁決する。